

条例では住民の利用は無料

地区総会で住民の合意



もり はるし 議員
森 治史

や私用の時などは各地区で取り決めをして、実費徴収が良いと思うが、その判断については地区の規約に明記するよいうな通達で統一できないか。住民の利用については基本無料であるべきと考える。

利用が不当と認めることと、実費を徴収できる判断はどこでしているのか。

宮川 総務課長

問 町内各地区の集会所は町が建設した町有財産であり、条例により区長が管理運営を行っている。それによれば「利用できるのはその地域に住所を有する者」とし、町長、指定管理者が特に必要と認めた場合は地区以外の者にも利用を許可し、施設利用が不適当と認める時は許可しないとなっている。地域住民が地域でのコミュニケーションをとったり、互いの健康増進のために利用する等は、基本無料での利用に統一し、営利目的

答 設置に至った経過や事業目的が異なるため、各設置及び管理条例で区長と委託契約をしてお願ひしている。また利用できる者や団体の判断、利用料については地区総会において住民の合意した規約で定められており、その決定を尊重して取り扱ひを行っている。施設を有効に活用されて、コミュニケーションの促進や活性化に役立てて頂きたい。

○黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例

平成18年3月20日

条例第24号

改正 平成18年12月15日条例第223号

平成20年3月25日条例第23号

平成23年5月11日条例第25号

平成26年6月19日条例第40号

(設置)

第1条 町は、住民に対し社会教育の学習と実践の場を与え、地域住民の連帯意識の高揚を図り、心豊かな人づくりを促進することを目的として集会所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、次のおとりとする。

名称	位置
灘集会所	黒潮町灘432
伊田郷集会所	黒潮町伊田871-1
米原集会所	黒潮町蜷川2630
伴太郎集会所	黒潮町蜷川2713-1
仲半川集会所	黒潮町蜷川3649-1
鞭集会所	黒潮町浮鞭1944-1
弘野集会所	黒潮町浮鞭300
田村集会所	黒潮町加持3320-1
加持本村集会所	黒潮町加持2186-4
早咲集会所	黒潮町入野3799
浜の宮集会所	黒潮町入野2310-2
新町集会所	黒潮町1438-1
入野本村集会所	黒潮町入野1510-8
芝集会所	黒潮町入野1196-1

黒潮町立集会所の条例(抜粋)

障害者手帳

申請時

門前払いをせずに

全てを

受け付ける

問 町内における医師から認知症と診断された認定者数を把握しているか。ある新聞によれば認知症と認定された方の中で、指定の認知症の場合、医師(かかりつけ医師でも良い)の診断書があれば、精神障害者保健福祉手帳取得の申請ができ、取得した場合に住

民税、自動車税、軽自動車税、相続税、贈与税等に恩恵があるとの記事があった。そこで、認知症の方から手帳の申請があった場合には門前払いをせずに丁寧に対応をし、国、県に向けて速やかに手続きを取るべきだと思うが、どうか。

川村 健康福祉課長

答 全体の人数を把握することは困難だが、介護保険認定審査の資料に基づく過去3年間の延べ人数は、平成26年度1034人、平成27年度920人、平成28年度814人と

申請があればお断りをせず、申請書類が揃っていれば全てを受け付けて県精神保健福祉センターへ送付する。県のセンターが決定すれば、市町村経由で手帳が交付される。

民税、自動車税、軽自動車税、相続税、贈与税等に恩恵があるとの記事があった。そこで、認知症の方から手帳の申請があった場合には門前払いをせずに丁寧に丁寧に